

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案

提案者:日本公認会計士協会

(テーマ)

リース業における割賦販売取引の会計処理

(提案理由)

リース業における割賦販売取引の会計処理については、日本公認会計士協会（JICPA）の業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（2000 年 11 月 14 日公表）において定められている。

業種別監査委員会報告第 19 号は、リース業における割賦販売取引（延払条件付譲渡を含む。）について、販売者としての利益部分と金利部分の両方を含むタイプ（「販売型割賦」）と、金利のみを含むタイプ（「金融型割賦」）の 2 つのタイプに分別の上、割賦基準での会計処理を一定程度許容している。

2018 年 3 月に企業会計基準委員会（ASBJ）から企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」が公表されたことによって割賦基準が廃止された。これに対して、JICPA において業種別監査委員会報告第 19 号の改正は行われておらず、同報告の適用対象となる企業は引き続き、同報告に定められている割賦基準での会計処理を適用できる状況にある。

また、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 104 項では、「本適用指針に示された（貸手の）会計処理は、割賦取引又は延払条件付譲渡取引についても適用が可能であるが、これらの取引の会計実務を拘束することを意図するものではない。」とされており、割賦取引の会計処理は、リース取引に関する会計基準の取扱いとも関連している。

現在、ASBJ ではリース取引に関する会計基準について国際的に整合性を図る取組みを進めていると理解しており、その中で、収益認識に関する会計基準の制定との関係で貸手の会計処理についても検討を行う予定であると理解している。リース業における割賦販売取引の会計処理は、この検討の影響を受けることになると考えられる。

(具体的内容)

上記の状況を踏まえると、JICPA において業種別監査委員会報告第 19 号の改正に関する判断を行うことが困難であると考えられるため、ASBJ において包括的な検討を行っていただけるよう要請する。

検討に当たっては、主として以下の論点が想定される。

- 業種別監査委員会報告第 19 号においては、金融型割賦の取扱いとして、「割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上していた場合であっても、金融取引としての処理をより明確に財務諸表に反映させるため、両

者をそれぞれ相殺し元本相当額を割賦債権に、金利相当額を売上高に計上する方法に変更することが望ましい」としているが、その取扱いの適否について

事務局対応案

1. 企業会計基準委員会では特定の業種に固有の会計処理に関する基準は、これまで公表していない。一方、日本公認会計士協会は、企業会計基準委員会が設立される前から、業種別監査委員会報告を公表している。
2. 通常、企業会計基準委員会の会計基準が公表・改正された場合、日本公認会計士協会の実務指針等も、それに合わせ改廃をご検討いただいている。
3. 本提案は、業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（以下、「業種別委員会報告第 19 号」という。）において定められているリース業における割賦販売取引の会計処理に関するものである。
2018 年 3 月に公表した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）では、割賦基準を廃止しており、通常であれば、それに伴い、業種別委員会報告第 19 号も見直しを行っていただくところである。
4. 一方、提案書に記載されているように、リース業における割賦販売取引の会計処理はリースの貸手の会計処理と関連しているため¹、企業会計基準委員会におけるリース取引に関する会計基準の検討に合わせて検討することが依頼された次第である。
5. 企業会計基準委員会では、リースについて国際的に整合性を図る取組みを進めており、その検討に合わせ、収益認識会計基準の制定との関係でリースの貸手の会計処理についても検討を行うこととされている。そのため、リース業における割賦販売取引の取扱いは当該検討に含めて検討いただくことが適切と考えられ、その旨を企業会計基準委員会に

¹ 企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 51 項(要約)

貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、取引実態に応じ、次のいずれかの方法を選択し、継続的に適用する。なお、(1)又は(2)の方法を採用する場合は、割賦販売取引において採用している方法との整合性を考慮し、いずれかの方法を選択する。

- (1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
- (2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法
- (3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 104 項

「本適用指針に示された会計処理は、割賦取引又は延払条件付譲渡取引についても適用が可能であるが、これらの取引の会計実務を拘束することを意図するものではない。」

依頼することとしてはどうか。

以 上

参考資料**業種別監査委員会報告第19号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(抜粋)****割賦販売取引の取扱い****(1) 割賦販売取引の性格**

リース業における割賦販売取引(延払条件付譲渡を含む。以下同じ。)には、①販売者としての利益部分(物品販売に伴う売却益をいう。以下同じ。)と金利部分の両方を利益として含むタイプの取引(以下「販売型割賦」という。)と②金利のみを利益として含むタイプの取引(以下「金融型割賦」という。)の二つのタイプの取引がある。

(2) リース業における実務慣行

リース業の実務慣行としては、原則、支払期日到来基準や延払基準等の割賦基準により利益を計上していた。ただし、契約上金利部分が明示されているものや、一部の割賦バック取引のように取組内容から金利部分を明確に把握できるものについては、金融取引として利息法等により利益計上するケースもあった。

(3) 販売型割賦の取扱い

販売型割賦について、その具体的な取扱いを示せば以下のとおりである。

① 販売者としての利益部分に係る会計処理(金利部分に重要性がないため、金利を販売者としての利益に含めて処理する場合を含む。)については、販売者としての利益が実現するのは、通常、販売時点(引渡時点等)であることから、販売基準により利益を一括損益計上する方法が妥当である。すなわち、金利の区分処理を前提にするなら、販売時に現在価値により割賦債権(延払債権を含む。以下同じ。)及び割賦売上高の一括計上を行い、同時に対応する割賦売上原価の計上を行う。その後は、金利部分を後述②に従って収益計上することになる。

なお、販売者としての利益部分に重要性がなく、利益の大半を金利部分が占めているような販売型割賦取引については、当該取引を金融型割賦とみなして、販売者としての利益部分を金利部分に含めて処理することができるものとする。

② 金利部分に係る会計処理については、実務指針第130項によれば、金利部分に重要性がある場合は償却原価法が適用され、利息法又は定額法により金利の期間配分を行うこととされているが、リース会社の業務の相当部分が金融に関連するものであることに鑑み、利息法による期間配分を原則的方法とし、定額法については、当該リース会社の営業取引全体に比べて販売型割賦取引の重要性が低いと判断された場合に、例外的に認められるものとする。

(4) 金融型割賦の取扱い

金融型割賦の会計処理については、その経済実態(金融機能)を適切に財務諸表に反映させるため、貸付取引等の金融取引と同様の処理を適用することが適当と考えられる。すなわち、当初元本相当額として物件購入価額(又は割賦債権の買取価額)により割賦債権の計上を行い、その後の賦払金回収額は、元本部分と金利部分に区分計算して、前者は割賦債権の回収金額として処理し、後者は金利収益として売上計上する。また、金利収益の認識方法と

しては、販売型割賦における金利部分の期間配分（上述(3)②参照）と同様に処理して、原則、利息法により計上することが適当である。したがって、従来、割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上していた場合であっても、金融取引としての処理をより明確に財務諸表に反映させるため、両者をそれぞれ相殺し元本相当額を割賦債権に、金利相当額を売上高に計上する方法に変更することが望ましい。

(5) 割賦基準の取扱い

いわゆる割賦基準は、企業会計原則注解(注6)によって、「割賦販売」について「収益の認識を慎重に行うため」容認された処理であるが、ここにおける「割賦基準」は、上述割賦販売取引の分類に照らせば、販売型割賦においてのみ適用されるべきものと考えられる。したがって、販売型割賦の会計処理について、販売者としての利益部分に割賦基準を適用している場合には、企業会計原則注解(注6)の趣旨に照らして、監査上妥当なものと判断した。

一方、金融型割賦及び販売型割賦に含まれる金利部分の処理については、上述(4)に基づき金融取引として処理することが適当と考えられる。しかしながら、会計処理の変更に当たってはシステム対応等の事務処理体制の整備等に相当の時間が必要と考えられることから、当面、従来採用していた会計処理を継続していても監査上妥当なものとして取り扱うことができることとした。

(6) 金融型割賦における強制解約時の処理について

実務指針第119項では「未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられる。」とされている。また、第301項では、「未収利息について債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても支払を受けていない場合に、未収利息を不計上とする延滞期間は、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当であるとした。これは、債権には、利払いが毎月のように短期的に発生するものから、年に一度しか行われないものまで様々なものがあるため、その実態に合った未収利息不計上の延滞期間を決定すべきことを明らかにしたものである。」とされている。したがって、通常利払いが毎月のように短期的に発生する金融型割賦においては、6か月以上の延滞で強制解約になった場合には、計上済みの既経過未収利息に相当する部分を償却しなければならない。また、割賦債権と割賦未実現利益を両建計上していた場合は、将来利息に相当する部分を繰延割賦未実現利益と相殺処理しなければならない。

以 上